

所属名	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
連絡先	077-528-3541
案件(事業)名	旧しゃくなげ園跡地の利活用について
ヒアリング実施日	令和6年10月16、29日
参加パートナー数	2者
ヒアリングの目的	当該用地は、昭和41年4月に知的障害者の就労訓練等を行う入所施設として開設されたしゃくなげ園の跡地である。平成21年3月にしゃくなげ園の建物を解体後、長期間未利用となっている当該用地について、今後の利活用に向けた検討を行う。
結果概要	
利活用について	<p>次のような意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当広い土地であり、中央の道路部分を境に分割してそれぞれで活用することも選択肢としてあるのではないか。 ・障害者や高齢者等向けの福祉施設の建設用地としての活用はどうか。 ・土地を購入して事業を行える事業者は限られることから、売却だけではなく、事業用定期借地権による活用も選択肢の一つではないか。 ・太陽光の売電事業も選択肢の一つではあるが、太陽光発電パネルは南向きに設置することになるため、南側の古墳部分の影響で影となり、発電効率が悪い可能性もある。 ・高齢者等向けの福祉施設の建設用地としての活用も選択肢として考えられるが、面積が広いものの、有効面積は限られること、近隣の道路が狭いことや隣接道路をどうするか等解決すべき課題は多い。
その他	<p>次のような意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域であることや埋蔵文化財包蔵地であること等を踏まえ、具体的な活用方法を検討するためには、事前に法規制等を十分に確認することが必要。